

2020年3月5日

1. PFI手法による公共事業の現状と課題について

田辺市長は所信表明でグローバリズムの破綻後の「剥き出しの資本主義」にSDGsを対置し、扶助費増大、税収厳しい中、「入りを量りて出ざるを制す」としながら、PFI手法による公共事業を地域経済の好循環実現と捉えて、2020年度471億円の投資的経費を計上しています。しかし、海洋・地球総合ミュージアム入館者想定における周辺環境の整備についても、新清水庁舎においても庁舎PFIと一体の民間施設を街づくり活性化・収益事業としても、民間はまったく評価せず、ある意味コンパクトシティ戦略は黄色信号が灯っているともいえます。PFI手法による公共施設の整備等が財政の健全化や民間のビジネス機会拡大に役立っていくのか、はなはだ疑問であります。

1) 優先的検討について

(1) 2017年、内閣府は20万人以上の人口、10億円以上の事業にすべからずPFI手法導入の優先的検討を自治体に呼びかけています。PFI手法を積極的に採用することで地域経済の好循環を実現できるのか。PFI手法を導入した事業はどのようなものがあるのか。PPP/PFI地域プラットフォームをどのように活用しているのか。

＜公共資産統括監 答弁＞

PFI手法を検討する基準等を定めた「静岡市 PPP/PFI 導入優先的検討指針」を平成29年7月に策定した。

この指針では、事業全体を通じた経費の総額が10億円以上になると想定される事業について、PFI等の導入が適切かどうかを従来型手法に優先して検討することとしている。今後も、当該基準に該当する事業については、PFI等導入の可否を検討していく。

PFI等の導入は、民間の資金、経営能力及び技術的能力が活用されることで、新たな事業機会の創出や民間投資の促進が図られ、地域経済へも好影響を与えるものと認識している。

当該指針の策定以降、新清水庁舎、海洋文化施設、大浜公園の整備事業にPFI手法の導入を決定している。

令和元年5月に設置した「静岡市 PPP/PFI 地域プラットフォーム」は、地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PFIなどの先進事例に関する勉強会や行政が検討している事業について、官民での対話を通じて、本市事業へ民間活力の導入を促すための場であり、官民による活発な意見交換が行われている。

新清水庁舎など、検討指針によりPFIを導入した事業については、当該プラットフォームを活用することで、事業の段階に応じた、民間事業者から幅広く意見をいただいている。

(2) 多発する自然災害、消費税10%で昨年10月～12月比較年率6.3%減のGDP、日韓関係の悪化や新型コロナウイルスによる観光客の激減や中国経済の

停滞など成長は鈍化、扶助費は増加、今後、税や地方交付税など大幅な増加が見込みにくい中、新清水庁舎や海洋文化施設などの大規模事業をすすめていくが、財政運営は大丈夫なのか。

#### < 財政局長 答弁 >

現在、大規模事業については、3次総に位置づけ、計画的に実施している。これまでも新たな行政施策を展開する際には、必要な財源を確保した上で対応してきたところ。今後もこれまで同様、行財政改革などあらゆる取組を実施し、健全で持続可能な財政運営を図っていく。

- (3) PFI 事業と公共事業の基本的視点が示されました。今回の PFI 新清水庁舎、ミュージアム連続しての失態は何故、発生したのか、担当職員の力量不足の面があるといわざるを得ない。PFI 事業担当者の経験不足によるコンサルタントへの依存をどのように考えているのか。

#### < 公共資産統括監 答弁 >

PFI事業の関係職員に対して、事業に取り組む上で、より実践的な知識を身につけてもらうために、毎年、PFIに関する研修を実施している。制度を所管するアセットマネジメント推進課においては、様々なセミナーや研修で得た知識を元に、PFI事業の関係課等に対して、段階に応じたアドバイスをを行うなど、連携して事業に取り組んでいる。

コンサルタントは、複雑な事業スキームや最新事例、専門性の高い法務・財務といった知識・ノウハウを持っており、事業の精度を高めていくうえで必要な役割を担っている。

- (4) 答弁のあったマリナート、ミュージアムなど PFI 事業者指定管理を委託するケースがあります。PFI の維持管理・運営期間に指定期間を合わせることで、5 年に一度の事業者選定など議会関与がなくなり施設の運営について適切なチェック機能が働かなくなる恐れはないのか。

#### < 総務局長 答弁 >

PFI事業者である指定管理者へのチェック機能について、指定期間をPFIの維持管理・運営期間に合わせることは、PFIに係る契約の担保及び事業の安定性を確保するために適切であると考えている。

なお、指定管理者の指定には、議決が必要であるが、その際、指定期間をPFIの維持管理・運営期間に合わせた内容で審議いただいている。施設の運営のチェックについては、指定管理者制度に基づくものとして、年度評価を行い、その結果を市のホームページ上で公表している。

また、PFI事業の場合は、指定期間が長期となることから、5年ごとに総合評価を行っている。

以上のことから、施設運営についての適切なチェック機能は、十分働いていると考えている。

- (5) 清水区のコンパクトシティ戦略の重要な柱である PFI 新清水庁舎、ミュージアムが頓挫したことの背景には資料不足による議会のチェック機能が弱まっているこ

ともあるのではないかと考えます。私自身 VFM 資料が提供されて改めて質疑しています。債務負担行為設定時における VFM の評価過程の公表をどのように考えているのか。

#### <公共資産統括監 答弁>

国の「VFM に関するガイドライン」では、VFM の評価過程や評価方法について公表することとしているが、評価過程等を公表することにより、その後の入札等において、正当な競争が阻害される恐れがある場合においては、VFM のみを示すこととしても、差し支えないとされている。

国のガイドラインを受け策定した「静岡市 PFI ガイドライン」では、債務負担行為設定時における評価過程や評価方法について公表しますが、詳細な前提条件や算定根拠などの数値については、後の公正公平な入札手続きを担保する観点から、原則、公表の対象外とし、VFM のみを示すこととしている。

### 2) VFM 評価等について(従来方式と PFI の経費差)

(1) 志政会代表質問・後藤議員への答弁で、PFI 新清水庁舎事業について民間施設は先送り切り離す、とのこと。しかし、PFI 新清水庁舎事業は有料駐車場と民間施設で一体型として入札公告をしたのであり、民間施設誘致を遅らせるのであれば再募集の時期を明確にすべきではないのか。

#### <公共資産統括監 答弁>

サウンディング調査において「庁舎建設を含めた清水のウォーターフロント地区の開発が具体的に進んだ後であれば、参画の意欲は高まる」という声を多く頂いたところである。

そこで、より JR 清水駅周辺の賑わいづくりに資する民間施設を誘致し、効果的な土地の利活用を図るため、令和 4 年度の清水庁舎移転をはじめとして、清水のウォーターフロント地区で予定されている海洋文化施設の開館、海釣り公園の整備、フェリーの発着場の移転等の具体的な計画や、庁舎建設地周辺の民間未利用地の開発の可能性を見据えながら、再度募集を行っていく。

(2) 民間施設は遅れるが PFI 庁舎と一体的だとの答弁です。PFI 可能性調査時お手元資料、5 つのケースから「民間施設収益敷地貸付料を庁舎建設事業に還元することを想定した」PFI 第 2 ケースと民間施設を除いた駐車場と庁舎の第 1 ケースでの VFM 算定収入の地代収入の差額、約 2 億 6000 万です。9 月議会債務負担は、PFI 庁舎のみなので可能性調査時と想定が違うとの説明です。しかし、民間施設を除けば確実に減収が生じる、再公告において当初の変更が生じるのであれば再度議決が必要ではないか。

#### <公共資産統括監 答弁>

再公告にあたっては、新清水庁舎と立体駐車場の募集のみを行います。民間施設については、JR 清水駅周辺の賑わいづくりにより資するものを、適切な時機を捉えて別途誘致する。

したがって、「新清水庁舎建設基本構想」及び「基本計画」において示した、庁舎・駐車場・民間施設の三つで一体的に賑わいを生み出していく方針に、今後も変わりは

ない。

また、民間施設は別途誘致することとなるが、これはPFI事業の附帯事業として提案を求めている「市の財政負担を伴わない民設民営」のものであるため、新清水庁舎整備の予算に影響はない。そのため、改めて議決する事項はない。

(3)元々、移転新築か現庁舎の大規模改修かの議論があり、85億円と66億円の比較も論点でした。移転新築に上もの解体費7億円は85億に入れるが、基礎杭解体費を加味するか否かは、桜が丘病院との協議次第とのこと。しかし、可能性調査時お手元資料において民間施設の「地中障害物等用地リスクは静岡市負担」とあります。この観点にたつて現庁舎解体費について基礎杭を全て抜くと想定した場合は、整備手法を比較した結果が変わったのではないかと。

#### <公共資産統括監 答弁>

現清水庁舎の解体は、建物基礎から地上部分の躯体までを基本に考えている。基礎杭を全て撤去する工法は、現清水庁舎解体後の土地の利活用において、病院の規模や建物の配置計画が具体的に決定しない中で、基礎杭の扱いなどについて不確定要素が多くあるため、建物基礎から地上部分の躯体までを解体する税抜き約7億2,000万円のみをもって比較検討を行った。現清水庁舎の解体については、今後、より現実的な方向を模索していくことが重要であると考えている。

### 3) 検証体制について

(1)先行した学校給食センター、マリナートのPFI事業のモニタリングの実施状況とその公表はどのようになされているのか。

#### <公共資産統括監 答弁>

本市の「PFIガイドライン」において、財務モニタリングや維持管理・運営モニタリングについて規定がされており、PFI事業者の実施する業務内容が、要求水準を満たし事業提案書どおり実行されているかを、事業担当課が確認することになっている。

現在、実施しているPFI事業は、マリナートや西島、門屋学校給食センターの3件であり、今後、増加していくことが想定される。

モニタリングの質をさらに向上させていくため、PFI事業が着実に実施されていることを第三者機関により評価することは、客観性の観点から重要なことと認識しており、その評価結果を公表していくことについても、透明性を確保する点が必要であると考えている。

第三者機関の設置について、他都市の動向などを踏まえ、検討していきたいと考えている。

(2)西島学校給食センターは可能性調査時、VFM数値は11.57%、契約時点7%、門屋学校給食センターは2.9%と19.7%です。違いが生じた主な原因をどのように考えているか。西島学校給食センターのサービス対価の改定はどのような状況か。調理員の配置状況は、PFIや業務委託の運営形態によって異なっているのか。

#### <教育局長 答弁>

PFI事業の場合、人員数は事業者が判断して決定しているが、西島学校給食センターも門屋学校給食センターも適切な人員配置がされていると考えている。

具体的には、1日当たり調理食数1万食の給食センターの調理業務は66人程度が必要だと考えているが、調理食数約9,000食の西島学校給食センターには65人、調理食数約8,000食の門屋学校給食センターには63人の調理員が配置されている。

(3) マリナートでは、VFMは可能性調査時点13.5%、1回目入札不調でVFMは3%に変更となり、契約時点で2%でしたが、その評価はどのようなものか。また、事業における定性的な効果は(評価)はどのようなものか。

<観光交流文化局長 答弁>

マリナートのVFMについては、導入可能性調査時点以降、建設資材高騰等があり、見直し・再計算を行い、2回目の発注時点で3%となった。契約時点では2%という結果であり、VFMが確保されたということで、PFI導入の効果はあったと認識している。

また、定性的な効果について、PFI事業では、設計・建設・管理・運営を分断せず一括して民間事業者に委ねることにより、事務の削減など事業の効率化が図られたほか、特にマリナートにおいては、市民ニーズに対応した良質なサービスが提供されている。

具体的には、運営事業者のノウハウを反映した、最新の音響設備の設置や利用者が使いやすい動線の確保など、質の高い施設づくりが実現されている。

さらに、地域と密着し、市民吹奏楽団の創設・支援など清水地域の独自文化の創造に資する事業を実施しているほか、市民に人気のある公演の積極的な誘致など、にぎわい創出に貢献していることなどがあげられる。

(4) PFI開始後の事業者の情報公開については契約約款86条で「情報公開条例の趣旨に即し「維持管理・運営業務」情報公開努力規定があります。今後、PFI事業は増加します。

契約締結後の進捗状況等は、モニタリングもされていますが財務情報などホームページに公表されていません。横浜市などのようなモニタリング結果を評価する第三者機関の設置とその結果の公表についてどのように考えるか。

<観光交流文化局長>(2-1,2-2)

マリナートにおいても、学校給食センターと同様に「維持管理・運営」および「財務」のPFI事業のモニタリングを実施している。

モニタリングにおいて、建築物・舞台設備等の維持管理及びホール機能等の運営が適正に行われていることや、年間6回程度の芸術文化公演が誘致・開催されていることなど、本市が求める水準を満たしていることを確認している。

なお、結果の公表については、教育委員会と同様の対応を行っている。